

掛川市水道事業管理告示第2号

掛川市水道事業の業務に係る公金の収納及び支払の事務の一部を取り扱わせる出納取扱金融機関並びに収納の事務の一部を取り扱わせる収納取扱金融機関の指定（平成17年掛川市水道事業管理告示第1号）の一部を次のように改正する。

平成24年3月30日

掛川市水道事業管理者  
掛川市長 松井 三郎

表中

「

|        |                   |
|--------|-------------------|
| 磐田信用金庫 | 本店及び支店            |
| みずほ銀行  | 本店並びに日本国内の支店及び出張所 |

」

を

「

|        |                   |
|--------|-------------------|
| 磐田信用金庫 | 本店及び支店            |
| 浜松信用金庫 | 本店及び支店            |
| みずほ銀行  | 本店並びに日本国内の支店及び出張所 |

」

に改める。

附 則

この告示は、平成24年4月1日から施行する。